



2021年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社ユーシン精機
代表者名 代表取締役社長 小谷 眞由美
(コード番号 6482 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部責任者 小田 康太
電話番号 075-933-3633

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2021年6月22日開催予定の第48期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の更なる経営基盤の強化及びコーポレートガバナンスの一層の拡充・強化を図るため、現行定款第18条の取締役の員数を10名以内から15名以内に変更するものであります。
- (2) その他、現行定款第29条第3項について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
(監査役の任期) 第29条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 会社法第329条第 <u>2</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 <u>終結</u> の時までとする。 4. (条文省略)	(監査役の任期) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 会社法第329条第 <u>3</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 <u>開始</u> の時までとする。 4. (現行どおり)

3. 変更の日程

効力発生日 2021年6月22日

以 上